

どうなる？

# 国立大学法人 大学の自治と学問の自由は？

2024 **2/17** (土)

**13:30~15:00**

フォレスト仙台5F 501室

**参加無料**

講師

**片山知史氏**

東北大学大学院

農学研究科教授

みやぎ憲法九条の会世話人

昨年12月13日、改正国立大学法人法が成立しました。

比較的規模の大きい国立大学に運営方針会議の設置が義務付けられています。

これは中期目標や予算などの重要事項を決定する事実上の最高意思決定機関となるものですが、その委員は文科省の承認を必要とするとされています。

対象となる大学が一部の大学であるためか、問題意識が広がっているとは言えない状況かと思いますが、学術会議法改正に向けた動きと同様、大学の自治の侵害と学問の自由への政府介入が危惧されます。

菅首相在任中の学術会議会員の任命拒否も記憶に新しいところですが、なぜ、任命拒否なのか、その理由は明らかにされないうままでしたし、今回の改正に当たっても、その立法の経緯も不透明です。

今般の改訂を現場ではどのように受け止めているのか、現状の大学自治はどうかかなどお話しいただきます。お誘いあわせてご参加ください。

みやぎ憲法九条の会 022-728-8812

<これまで、『会』は世話人等を講師に「ASEAN」「経済」「医療」等、時々の問題に応じ学習会を重ねてきました。今回から『憲法塾』として公開の学習会を随時、開催の予定です。>